

第4号議案

第15回通常総会 第4号議案 定款変更案

■変更内容<変更箇所の新旧対照表> (認証事項)

【変更理由】

現在の定款では役員任期を2年としているため、新役員の就任日は定時総会で選任された日でなく、前回の役員変更の日から2年を経過した日となる。(現状は7月1日から翌年6月30日で固定)
速やかに新体制による理事会運営を行なうために、定款の関連する箇所を変更する必要があるため。

ア 任期等について (第18条)

変更前	変更後
(任期等) 第18条 役員は、 <u>2年とする。</u> ただし、再任を妨げない。 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	(任期等) 第18条 役員は、 <u>就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の通常総会の終結の時までとする。</u> ただし、 <u>役員は2年を超えないものとする。</u> また、再任を妨げない。 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 役員は、 <u>前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初に開かれる通常総会が終結するときまで、その任期を伸長する。</u>

イ 附則について

変更前	変更後
附則	附則 <u>この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(平成28年〇月〇日)から施行する。</u>